

## 重度心身障がい者・ひとり親家庭等及び乳幼児等の医療費一部負担金の 月額上限の改正について

### ○改正理由

重度心身障がい者やひとり親家庭等及び乳幼児等の医療給付事業は、課税世帯の医療費及び訪問看護基本利用料の一部負担金（自己負担）の月額上限について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条に定める高額療養費算定基準に準拠していますが、国において当該政令の改正が予定されており、北海道医療給付事業においても、同様の改正を予定していることから、将来にわたり、この事業の安定的な運営を図っていくため、当該政令の改正にあわせて引き上げます。

### ○改正内容

|                                | 【現行】<br>平成29年7月まで                          | 【改正後】<br>平成29年8月から   |
|--------------------------------|--|--|
| 課税世帯の医療費一部負担金（自己負担）の月額上限       | 【入院+外来】（世帯）<br>月額44,400円                   | 【入院+外来】（世帯）<br>月額57,600円<br>（多数該当（過去12か月に4回目以降）の場合44,400円）                 |
|                                | 【外来】（個人）<br>月額12,000円<br><br>・就学前（※）の児童を除く | 【外来】（個人）<br>月額14,000円<br>（年額（8月～翌7月）<br>上限144,000円まで）<br><br>・就学前（※）の児童を除く |
| 課税世帯の訪問看護基本利用料一部負担金（自己負担）の月額上限 | 月額12,000円                                  | 月額14,000円  |

※受給者が6歳に達する日以後の最初の3月31日まで

### ○施行日

平成29年8月1日